

中山間地域生業創出プレゼン事業 Q&A (案)

1 事業の概要について

Q1-1 「中山間地域生業創出プレゼン事業」とはどのような事業ですか。

佐賀県内の中山間地域においては、人口減少や高齢化が進み、人材の確保が困難な状況となっており、素晴らしい地域資源があってもその地域資源を活用した取組につなげることが難しい状況があります。

本事業は、佐賀県内の中山間地域にある特性等を活かした収益性のある取組を支援し、中山間地域に安心して暮らし続けていけるよう生活の糧を得る生業(なりわい)を創出するとともに地域活力の維持・向上を図ることを目的とした事業です。

補助対象事業の採択に当たっては、県が開催する審査会において応募者自身がプレゼンテーションを行い、最終的に事業が採択された場合は、佐賀県が実施している自発の地域創生プロジェクトのスタートアップ支援事業(佐賀県さが創生推進課で実施している補助事業の1つ)において支援を受けることが可能となります。

Q1-2 募集対象である中山間地域とはどのような地域ですか。

今回の募集では、佐賀県内の中山間地域直接支払制度の対象地を有する地域(昭和の合併時の旧市町レベル)を事業の対象地域としています。

具体的にどの地域を対象とするのかは、募集要領別紙1をご覧ください。ほか県HPに地図でしめしておりますのでそちらをご確認ください。

Q1-3 募集の対象となる事業は、具体的にはどのような事業ですか。

県内中山間地域の地域資源や特性等を活かした新たな事業であり、雇用の創出や交流人口の増加を通じ中山間地域の活性化に資すると考えられる事業で、募集要領の要件を満たすものを募集します。

また、本来の生業の意味とは異なりますが、「生計を立てるための仕事」とは別に実施する小規模な事業(いわゆる「副業」)についても中山間地域の地域資源や特性等を活かした事業であることなど募集要領で定められた要件を満たしていれば、応募は可能です。

具体的には、中山間地域の食材を使用した新たな特産品の開発・販売、中山間地域ならではの魅力を活かした体験ツアーの実施、古民家カフェの開業などを想定しております。

なお、ここ挙げたものはあくまで一例であり、採択事業は審査会において応募者自身によるプレゼンテーションにより決定されます。

Q1-4 どのような人が応募できますか。

中山間地域にお住まいの方に限らず、中山間地域の資源や特性を活かすアイデアと実行力のある個人や団体であれば、どなたでも応募が可能です。

2 補助金の詳細について

Q2-1 どのような経費が補助対象になるのですか。

事業実施に当たって必要な人件費や店舗等の借料、設備費、原材料費、委託費、マーケティング調査費、広報費等に充てることが可能です。

ただし、人件費については、補助事業に直接従事する従業員に対する給与等に限られるなど、対象外となる経費もあります。

補助対象経費の詳細については、募集要領の第4項をごらんください。

Q2-2 補助金交付の対象となる期間について教えてください。

交付決定日から令和2年3月16日までに事業を実施するためにかかった費用が対象となります。

Q2-3 補助対象経費に補助率(9/10)を乗じた金額が100万円を超えるような事業でも応募できますか。

応募可能です。ただし、補助金については100万円が上限となっております。

Q2-4 事業実施に当たり店舗敷地の購入や店舗の建設費に充てることはできますか。

不動産の取得については、補助の対象外としています。

ただし、店舗の賃借料や既存の建物の改修等に要する費用であれば補助金の活用が可能です。

Q2-5 備品として、他の活動でも利用できるような備品(パソコンなど)を購入することはできますか。

備品の購入に補助金を充てる場合、パソコンなど汎用性の高い物品の購入費用は、事業に必要な経費とは認められない可能性があります。

3 応募手続きについて

Q3-1 補助対象事業として採択されるための審査はどのように行われるのですか。

7月31日に応募を締め切った後、提出された書面による審査を行います。書面審査を通過した応募者には、8月23日に開催予定の審査会において、プレゼンテーションを行っていただきます。

なお、申し込みに当たっては、事業計画書、収支予算書、事業実施スケジュール、事業実施予定箇所を示した地図の提出が必要です。

Q3-2 プレゼンテーションによる審査会ではどのような点が審査されるのですか。

主に①独創性②新規性③実現可能性④事業の効果⑤継続性の5点について審査を行います。

また、特定農山村法又は山村振興法の指定地域で事業を実施する場合には、加点を行うほか、募集要項でお示しした対象事業の要件を満たしているかどうかなどの点を質疑を通じて審査することがあります。

Q3-3 事業が採択された後の手続はどのようなものがありますか。

審査会の結果通知の後、採択された事業については、地域づくりスタートアップ支援事業費補助金交付要綱に基づき、正式に補助金交付の申請をしていただくほか、事業完了後には実績報告書の提出が必要です。

また、事業完了後3年間は、事業の実施状況について毎年事業実績の報告が必要となります。

4 その他の留意事項について

Q4-1 既に他の団体や県から補助金を受けている事業についても、併せて活用することはできますか。

過去に佐賀県の地域づくりスタートアップ支援事業において支援を受けた事業又は国庫を財源とした補助金（補助制度の主体が国以外のものを含む）を活用して実施している事業については、本補助金の対象外としています。

Q4-2 補助金の交付が決定された後、事業の進め方等について相談できますか。

佐賀県が実施する自発の地域創生プロジェクトの一環で県が費用を負担し、専門家等のアドバイスを受けることができます。

Q4-3 プレゼンテーションは応募者本人が行う必要がありますか。

原則として、応募者自身が行うことを想定しています。事情により本人が行うことができない場合等は個別にご相談ください。